

# 事業報告

自 2022 年 1 月 1 日  
至 2022 年 12 月 31 日

## I. 株式会社の状況に関する重要な事項

事業の経過及びその成果

当社は、2016 年 10 月に設立し、2017 年 5 月より正式にサービスを開始いたしました。以降、スマートフォンアプリの提供、取引所サービスの開始等、サービスの継続的な改善に努めました。また、2020 年 5 月に第一種金融商品取引業者に登録されております。当事業年度は、前事業年度から継続した取り組みに加え、新規取扱銘柄として、カルダノ、メイカー、ダイ、チェーンリンク、ドージコイン、ソラナの 6 銘柄を追加しました。また、2022 年 1 月には「大口出金」サービスの提供を開始、5 月には国内 2 例目となる IEO (Initial Exchange Offering) を実施し、FCR コインの取り扱いを開始、9 月には「法人口座」現物取引や「貸暗号資産プレミアム」サービス提供を開始するほか、ステーキング取扱銘柄の拡充等、より充実した取引環境の提供を行うとともに、チャットやメールでのサポート体制や内部体制の一層の強化にも注力してまいりました。特にマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の対策については、経営上の重要な課題として経営陣の積極的な関与の下、リスクに応じた取組みを適切に行っており、今後もトラベルルールなどに継続して適切に対応することとしております。

一方、暗号資産市場においては、5 月にはステーブルコインのテラ USD 等の暴落のほか、暗号資産レンディング業者のセルシウス・ネットワークやブロックファイ、暗号資産交換業者の FTX トレーディング等、大手事業者の破綻が複数あり、市場にかつて例を見ないほどの不安や悲観をもたらし、投資意欲を減退させております。

さらには、厳しい市況を受け、やむなく中止の決定をしたプロジェクトに係る支払報酬 278 百万円を営業外費用に、FCR コインの IEO について、取引開始後、当選した FCR コインが売却出来ない事象が発生したことによる対象顧客への損失補填を日本暗号資産取引業協会の承認を経た上で実施し、241 百万円を特別損失に計上しております。

こうした厳しい市場動向や当社の活動の結果、当事業年度の営業収益は 3,676 百万円にとどまり、営業利益は△83 百万円、経常利益は△832 百万円、当期純利益は△1,400 百万円となりました。

## II. 業務の適正を確保するための体制

[決定内容]

### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」及びシステムリスクに関する規程等に定めるものとする。

### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理に関する体制については、「リスク管理規程」に定めるものとし、システムリスクの管理に関する体制については、システムリスクに関する規程等に定めるものとする。

### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「組織・業務分掌規程」及び「決裁基準表」に従い、取締役に業務を分掌させることにより、その職務の執行が効率的に行われることを確保するものとする。

### 4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、「内部管理態勢の具体的な方針」及び「コンプライアンスに係る基本的な方針等に関する規程」に定めるものとする。

### 5. 監査役の補助者に関する事項

- (1) 監査役は、会社に対し、その職務を補助すべき使用人（以下「補助者」という。）を置くことを求めることができる。会社は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。
- (2) 会社は、監査役全員の同意がなければ、その補助者の異動又は懲戒をしてはならない。
- (3) 監査役の指示の実効性を確保するため、監査役の補助者は、他の部署を兼務しないものとする。ただし、監査役全員の同意がある場合は、この限りでない。

#### 6. 監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、次に掲げる場合には、遅滞なく、必要な事項を監査役に報告するものとする。

- ①取締役が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるとき。
- ②法令若しくは定款に違反する事実又は著しく不当な事実があると認めるとき。
- ③監査役が報告を求めたとき。

(2) 会社は、前項の報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

#### 7. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、「稟議規程」及び「決裁基準表」に従い、代表取締役又は取締役会の承認を受けて、会社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還を求めることができる。代表取締役及び取締役会は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

#### 8. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、必要があると認めるときはその職務に関し、弁護士、公認会計士その他の専門家に相談することができる。

#### [運用状況の概要]

##### 1. 取締役会の開催状況

当事業年度は取締役会を14回開催し、業務運営状況の報告や議案に関する審議を行いました。

##### 2. 規程等の見直し

業務や内部体制の状況に合わせて、暗号資産管理や不正取引防止のための規程類の改定を行いました。

### III. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

### IV. 親会社等との取引に関する事項

当社親会社であるGMOインターネットグループ株式会社及びGMOフィナンシャルホールディングス株式会社とは、主に役員の兼任、役務の受入れ及び資金の借入などの取引をおこなっております。

当社は、決裁基準表に関連当事者取引に関する事項を定めており、当決裁基準表に従い取引毎に適正性や妥当性を取締役会にて判断しております。

### V. 会計監査人に関する事項

#### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

#### 2. 辞任した会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

以上